「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同号八中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「もの」を「もの若しくは同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築取得等」に、「第七項」を「第八項」に、「貸金業を行う法人」を「貸金業者」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「もの」を「もの若しくは同項に規定する既存住宅等である同条第一項に規定する既存住宅と」に、「次項第六号」を「次項第五号」に改め、同項第二号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、「、独立行政法人福祉医療機構」を削り、同項第三号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「貸金業を行う法人」を「貸金業者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二条第一項に規定する貸金業を行う法人（貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十九号）第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者に該当する法人を含む。）」を「第二条第二項に規定する貸金業者」に改め、「、独立行政法人福祉医療機構」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項第二号中「第二十四項第二号」を「第二十六項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十六条の三」を「次条」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

４　法第四十一条第一項に規定する特定増改築等をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定する既存住宅のうち新築された日から起算して十年を経過したものとする。

第二十六条第十五項第一号中「使用者」の下に「（同号に規定する使用者をいう。次項から第十八項までにおいて同じ。）」を加え、同条第十六項第一号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「もの」を「もの若しくは同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅と」に改め、同項第二号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、「又は独立行政法人福祉医療機構」及び「又は旧年金福祉事業団業務承継法第十二条第二項第二号イの資金」を削り、同項第三号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第八項第四号」を「第九項第四号」に改め、同項第四号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第八項第五号」を「第九項第五号」に改め、同項第五号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第七項第一号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「もの」を「もの若しくは同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅と」に改め、同項第二号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第十六項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築取得等」に改め、同項第二号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第八項第四号」を「第九項第四号」に改め、同項第三号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第八項第五号」を「第九項第五号」に改め、同項第四号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項第五号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「もの」を「もの若しくは同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の」に改め、同条第十九項中「第八項第四号」を「第九項第四号」に、「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に、「第十二項第三号」を「第十三項第二号」に、「認定住宅等」を「認定住宅」に改め、同条第二十項中「第四十一条第十項第一号」を「第十条第二号」に、「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「第四十一条第十項」を「第四十一条第十項第二号」に改め、同条第二十三項中「第二十八項第三号」を「第二十三項若しくは第二十四項の規定により基準を定め、第三十三項第三号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十二項を同条第三十九項とし、同条第三十一項中「第四十一条第三十項」を「第四十一条第三十三項」に、「同条第一項に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合する」を「第三項各号に掲げる要件に該当する」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十項中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十一項」に改め、同項第三号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37　法第四十一条第二十五項に規定する政令で定める家屋は、第二十四項に規定する基準に適合するもの以外のもので、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

一　当該家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けているものであること。

二　当該家屋が令和六年六月三十日以前に建築されたものであること。

第二十六条第二十九項中「第四十一条第十八項に規定する政令」を「第四十一条第二十項に規定する工事に要した費用の額が百万円を超えるものであることその他の政令」に改め、同項第一号中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「工事」を「増改築等に係る工事（次号から第四号までにおいて「増改築等工事」という。）」に改め、同項第二号中「法第四十一条第十八項に規定する工事」を「増改築等工事」に改め、同項第三号中「法第四十一条第十八項に規定する工事」を「増改築等工事」に改め、同項第四号を「増改築等工事」に改め、同号ロ中「前項第二号」を「第三十三項第二号」に改め、同項第四号中「法第四十一条第十八項に規定する工事」を「増改築等工事」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第四十一条第十八項に規定する政令」を「第四十一条第二十項に規定する宅地建物取引業者が家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事は、第四十二条の二の二第二項各号に掲げる工事で当該工事に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとし、法第四十一条第二十項に規定する個人が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　法第四十一条第二十項に規定する工事に要した費用の総額が家屋の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額以上であることその他の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第四十一条第二十項に規定する特定増改築等に係る工事に要した費用の総額が同項に規定する家屋の同条第一項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　第四十二条の二の二第二項第一号から第六号までに掲げる工事に要した費用の額の合計額が百万円を超えること。

ロ　第四十二条の二の二第二項第四号から第七号までのいずれかに掲げる工事に要した費用の額がそれぞれ五十万円を超えること。

第二十六条第二十七項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の三項を加える。

30　法第四十一条第十八項に規定する住宅の用に供する家屋のうち小規模なものとして政令で定めるものは、個人がその居住の用に供する次に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けているものとし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一　一棟の家屋で床面積が四十平方メートル以上五十平方メートル未満であるもの

二　一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が四十平方メートル以上五十平方メートル未満であるもの

31　第七項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第四十一条第十八項の個人が新築をし、又は取得をした同項に規定する特例居住用家屋のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合について準用する。この場合において、第七項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第十八項」と、「、若しくは」とあるのは「、又は」と、「居住用家屋若しくは既存住宅」とあるのは「特例居住用家屋」と、「にこれらの家屋」とあるのは「に当該特例居住用家屋」と、「これらの家屋及び」とあるのは「当該特例居住用家屋及び」と、「又は同項に規定する増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分のうち」とあるのは「のうち」と、「同項の」とあるのは「同条第一項の」と、同項第一号中「居住用家屋又は既存住宅」とあるのは「特例居住用家屋」と、「居住用家屋の新築若しくは取得又は当該既存住宅の取得」とあるのは「特例居住用家屋の新築又は取得」と、「これらの家屋の第一項各号」とあるのは「当該特例居住用家屋の第三十項各号」と、同項第二号中「第一項第二号」とあるのは「第三十項第二号」と読み替えるものとする。